

第3回 三次市地域公共交通会議

資料

平成21年3月5日

三次市

目 次

1 報告事項

- (1) 東三次線運行ダイヤ等について

2 協議事項

- (1) 「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行計画について
- (2) 三次市民バス甲奴町線（本郷コース）の路線廃止（案）について
- (3) 地域公共交通活性化・再生総合事業の取組み（案）について
 - ア. 三次市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について（報告）
 - (ア) 要綱の一部改正に伴う事務局規程（案），財務規程（案）について
 - (イ) 副会長及び監査委員の選出
 - イ. 三次市地域公共交通会議の役割と連携計画及び年次スケジュール（案）について
 - ウ. 三次市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画（案）について
 - エ. 平成 21 年度三次市地域公共交通会議 協議スケジュール（案）について
 - オ. 三次市地域公共交通総合連携計画策定業務委託（案）について
 - カ. 平成 20 年度／平成 21 年度三次市地域公共交通会議予算（案）について

3 その他

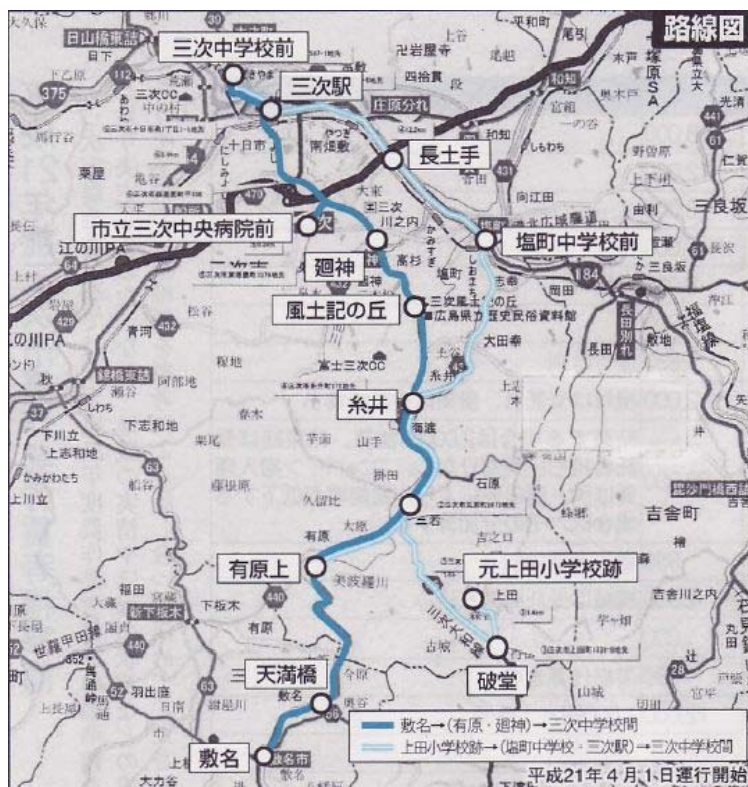
1 報告事項

(1) 東三次線運行ダイヤ等について

芸陽バス株式会社（本社：東広島市西条西本町 21 番 39 号）が運行している東三次線は，平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止となりますが次の内容にて継承されます。

ア 継承予定事業者 備北交通株式会社（本社：庄原市東本町三丁目 11-16）

イ 運行路線図



廻神から中国自動車インター方面に直進，その後，左折して奥田元宋・小由女美術館，市立三次中央病院方面へ（現行どおり）

ウ ダイヤ・停留所 別紙資料 1

エ その他

運行車両については，高齢の方等が乗降しやすい構造となっている低床型ノンステップバスの導入する予定です。

公共交通移動円滑化設備整備費補助金

（平成 27 年までに，原則としてすべて，低床化された車両に代替）



2 協議事項

(1) 「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行計画について

第2回三次市地域公共交通会議の協議・合意内容を受け、株式会社中国バス（本社：福山市多治米町6丁目12番31号）に運行協議を行い、次のとおり路線（案）、ダイヤ（案）及び運賃（案）を作成しました。

ア 運行計画

(ア) 路線図	別紙資料 2-1
(イ) 停留所及びキロ程	別紙資料 2-2
(ウ) 時刻表	別紙資料 2-3
(エ) 運賃	

公共交通機関	起点	経由地	終点	キロ程	設定運賃
新設路線 (試験運行路線)	甲奴駅前	塩町	三次高校	26.6km	950円
			三次中央病院	30.3km	1000円
			三次駅	28.0km	950円
	吉舎谷 (新設バス停)		三次高校	19.2km	700円
			三次中央病院	22.9km	800円
			三次駅	20.6km	750円
既存路線 (甲山・三次線)	桧村口 (吉舎町)	宇賀別れ	三次中央病院	18.8km	780円
			三次駅	22.7km	830円
JR線	甲奴駅	塩町駅	八次駅・三次駅 (三次駅バス乗換え)		570円 三次中央病院まで(250円)

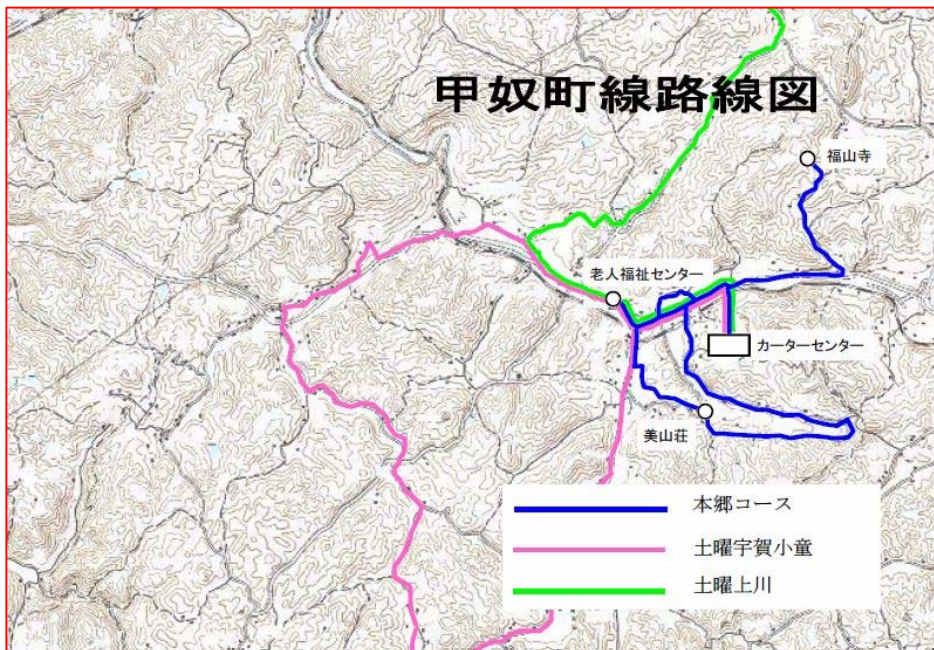
イ 試験運行

(ア) 運行開始	平成21年4月6日(月): 予定
(イ) 試験期間	平成21年4月6日～9月30日
(ウ) 運行基準	平均乗車密度2.0以上(三次市生活交通中期プランから)

(2) 三次市民バス甲奴町線（本郷コース）の路線廃止（案）について

ア 路線形態等

路線名称	運行形態	備考（利用実態）
甲奴町線 本郷コース	週1便（火）11.6km ・福山寺前 9：30 発 ・カーターセンター- 13：00 発	【4月～12月】 1便あたり 0.02人 1日あたり 0.03人



イ 廃止とする理由

本路線は旧甲奴町の福祉バスの運行システムを、合併と同時に継承し、その後、道路運送法の一部改正を受け、4条路線（路線定期運行）として現在まで運行しています。

しかしながら、平成19年度は、1便あたり0.2人、1日あたり0.4人と利用が少なく、平成20年度（12月末まで）に至っては、1便あたり0.02人、1日あたり0.03人と更に利用が急激に落ち込んでいます。

この地域は比較的中心部に近く、タクシー利用運賃が低額であること、さらに地形も平坦であることから、徒歩等でも通院、買い物等が行える等の好条件が要因のひとつであると分析しています。

については、第1回（9月30日開催）の三次市地域公共交通会議で「本年度実績及び平成21年4月から概ね3ヶ月程度の利用状況により、利用者の少ない路線やダイヤについては、廃止を含め、見直しを行います。」と合意されたことをもって、平成21年6月末（予定）で、一旦、この路線を廃止し、今後の生活交通の再編計画（連携計画）において、検討することとします。

なお、地域への周知については、支所だよりや広報無線等で行う計画です。

(3) 地域公共交通活性化・再生総合事業の取組み(案)について

ア 三次市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について(報告)

第2回三次市地域公共交通会議にて、平成21年度以降の「方向性」について協議・合意された内容にて、別紙資料のとおり「三次市地域公共交通会議設置要綱(平成20年三次市告示第117号)」の一部改正を行います。 別紙資料3-1 別紙資料3-2

(ア) 設置要綱一部改正に伴う事務局規程(案)、財務規程(案)について

- ・財務規程(案) : 設置要綱第12条 別紙資料3-3
- ・事務局規程(案) : 設置要綱第14条 別紙資料3-4

(イ) 副会長及び監査委員の選出について「設置要綱第5条第3項」

- ・副会長()
- ・監事()

イ 三次市地域公共交通会議の役割と連携計画及び年次スケジュール(案)について

別紙資料4

ウ 三次市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画(案)について

別紙資料5

エ 平成21年度三次市地域公共交通会議 協議スケジュール(案)について

別紙資料6

オ 三次市地域公共交通総合連携計画策定業務委託(案)について

三次市地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に沿い専門コンサルタントに業務委託します。

・選定方法(案)

設置要綱第10条の規定により、幹事会を設置、募集要項、選定基準等定める。

カ 平成20年度/平成21年度三次市地域公共交通会議予算(案)について

別紙資料7

- ・前項ア(ア)「三次市地域公共交通会議財務規程附則」による。

(4) その他

本会議の協議事項(3)については、第1回三次市地域公共交通会議(法定協議会機能附加)の協議・合意事項と置き換えるものとします。